

第2 地方公共団体における取組

第2 地方公共団体における取組

1 調査の概要

内閣府において、平成18年7月から8月にかけて、都道府県、政令指定都市、中核市を対象に、配偶者からの暴力に関する取組等に調査を行った。調査の概要は以下のとおりとなっている。

調査対象：47 都道府県・15 政令指定都市・36 中核市（計 98 団体）

支援センター 計 152 施設（平成18年5月1日現在）

調査時期：平成18年7月～8月

調査内容：被害者の保護・支援について、関係機関との連携協力について、広報啓発及び研修について、その他

2 都道府県及び政令指定都市等における取組等の概要

(1) 保護について

政令指定都市において、独自の緊急一時的な保護や被害者の保護を行う施設や団体等に対する財政的支援を実施している割合がそれぞれ約9割、約7割と高い。

保護中の被害者に対する経済的な支援や自立に向けた支援を行うための中間的な施設における保護を実施している割合は、調査対象全体の約3分の1である。

(2) 自立支援について

都道府県及び政令指定都市の約9割が公営住宅の入居に関し、優先入居等の措置を実施している。

生活保護や母子寡婦福祉資金貸付金等国の制度による支援以外に、自立に要する費用の補助や貸付を行っている割合、また、就職時や賃貸住宅入居時の保証人への損失補填を行っている割合は、調査対象全体の約1割と少ない。

就業支援、心理学的な指導等において、各地方公共団体独自の様々な取組が行われている。

(3) 関係機関との連携協力について

ほとんどの都道府県、8割の政令指定都市に自らが主体となって設置している協議会等がある。約3分の1の都道府県が円滑な広域連携を図るため、あらかじめ、近隣の地方公共団体との間で取り決めを行っている。

各種申請手続き等について、窓口の一元化を図っている地方公共団体は2県と少ない。

(4) 広報啓発や職務関係者の研修等について

全都道府県と全政令指定都市及び9割近くの中核市が、配偶者暴力防止法の趣旨や相談機関について広報を行っている。約7割の都道府県及び政令指定都市は、医療関係者に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や通報先について周知を行っている。

都道府県の約8割、政令指定都市の約9割において、外国籍の被害者に対応した外国語による資料の配布を行っている。都道府県の約6割、政令指定都市の約7割において、障害のある被害者に配慮した資料の配布等を行っている。

全都道府県と全政令指定都市及び8割以上の中核都市が相談機関の職員等を対象に研修や講習会等を実施したり、相談機関の職員等を研修や講習会等に参加させたりしている。

(5) 対応マニュアルの使用について

都道府県の約9割、政令指定都市の約7割、中核市の約3割が独自のマニュアルを使用し、或いは作成中である。都道府県の約9割、政令指定都市の8割、中核市の約6割において、国が作成したマニュアルを使用している。

(6) 支援センターの設置に向けた検討状況について

調査時点で支援センターを未だ設置していない48市(13政令指定都市と35中核市)のうち、4市(2政令指定都市と2中核市)において、支援センターの設置に向けた検討が行われている。

3 支援センターにおける取組等の概要

(1) 相談窓口の開設時間等について

支援センターの相談窓口が閉所する時間帯は、17 時台に約 7 割と集中しており、20 時台、21 時台が次いで多い。7 割近くの支援センターは、相談窓口の閉館日を土曜・日曜・祝日としている。

閉館日がない（来所相談は閉館しているが、電話相談は対応している場合を含む。）と回答した支援センターが 1 箇所以上ある都道府県は 23 県と全体の半数に近い。支援センターの約 5 割は、閉館時間や閉館日に電話連絡等を常時受けることができるが、その多くは宿直員、警備員等が対応している。

(2) 相談業務の状況について

約 3 分の 1 の支援センターは、被害者に対し、心理判定員等、専門家によるカウンセリングを行っている。法律相談を行っている支援センターの全体に占める割合は、約 3 分の 1 である。

外国籍の被害者に対応できるよう、関係機関との連携や委嘱等により、通訳者を確保している支援センター及び障害を持つ被害者に対応できるよう手話通訳者を確保している支援センターの全体に占める割合はいずれも約 4 分の 1 である。

来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、常勤或いは非常勤の医師を配置している支援センターの全体に占める割合は、約 2 割である。半数近くの支援センターでは、医療機関や裁判所などへの同行支援を行っている。

(3) 保護について

男性被害者の受入れが可能な一時保護施設を確保している婦人相談所は 6 施設である。婦人相談所の約 7 割は、児童相談所と連携する等して、一時保護所に入所している同伴児への学習支援を行っている。